(趣旨)

第1条 この要領は、中間市マンホール広告の掲載基準等に関する要綱第9条の規定に基づき、マンホールに掲載する有料広告(以下「マンホール広告」という。)の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

- 第2条 マンホール広告は、次の各号に掲げるいずれかの方法により掲載する。
  - (1) 既存の歩道上のマンホール蓋を広告用の専用マンホール蓋と交換し、その上にマンホール広告専用のデザインプレート(以下「広告プレート」という。)を固定する方法(以下「専用蓋・埋込型」という。)
  - (2) 既設蓋の上に直接広告プレートを固定する方法(以下「既設蓋・上乗型」という。)
- 2 広告プレートの規格は、専用蓋・埋込型にあっては半径25センチメートル以内、既設 蓋・上乗型にあっては半径31.5センチメートル以内の円形とする。

(掲載期間)

第3条 マンホール広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は、マンホール広告 を表示した広告プレートを設置した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、 その日の属する月。以下「開始月」という。)の初日から起算して3年間とする。

(マンホール広告掲載の募集)

第4条 市長は、マンホール広告掲載の募集については、市のホームページに掲載する等の 方法により行うものとする。

(広告料)

第5条 マンホール広告の掲載料(以下「広告料」という。)は、掲載期間1月につき1か 所当たり8,250円とする。ただし、同時に複数のマンホール広告の掲載の申込みを行う場 合であって、当該複数の申込みのうち2以上のマンホール広告の掲載の決定を受けたとき は、広告料は、掲載期間1月につき1か所当たり5,500円とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 マンホール広告の掲載を希望する者(広告代理店を含む。以下「申込者」という。)は、中間市マンホール広告掲載申込書(別記第1号様式)にデザイン案を添え、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

- 第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、中間市マンホール広告の掲載基準に関する要綱に規定する委員会に諮り、当該申込みの内容を審査し、マンホール広告の掲載の諾否を決定するものとする。
- 2 前項の審査は、申込みの順で行うものとする。ただし、同一のマンホールに関し同一の 日に複数の申込みがあった場合の審査の順は、抽選によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、マンホール広告が公益を目的とするものであり、そ の内容が市の施策と合致するものと認める場合は、優先して審査することができる。

4 市長は、第1項の規定によりマンホール広告の掲載の諾否を決定した場合は、中間市マンホール広告掲載・不掲載決定通知書(別記第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

(デザインの提出)

- 第8条 前条の規定によりマンホール広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、マンホール広告のデザインのデータを、市長が指定する期日までに市長が指定する方法で作成し、提出するものとする。
- 2 市長は、前項のデザインについて、広告主に対し、内容の修正等を指示することができる。

(広告プレートの作製)

- 第9条 市は、前条第1項の規定によりマンホール広告のデザインのデータが提出されたと きは、当該マンホール広告を表示した広告プレートを作製するものとする。
- 2 前項の広告プレートの作製に要する費用(以下「広告プレート作製費用」という。)は、 広告主の負担とする。
- 3 広告プレート作製費用は、市場価格等を参考に、市長が別に定める。
- 4 第1項の規定により作製した広告プレートは、市が所有権を有するものとする。
- 5 前項の規定は、マンホール広告に関する著作権、意匠権その他の知的財産に関する権利 を市が有するものと解釈してはならない。

(広告プレートの設置)

- 第10条 市は、前条の規定により広告プレートを作製したときは、当該広告プレートを掲載 対象のマンホールに設置するものとする。この場合において、マンホール広告の掲載の方 法が専用蓋・埋込型であるときは、専用蓋を併せて設置する。
- 2 広告プレートの設置に工事を要する場合に広告主が負担する費用の額(以下「広告プレート設置費用」という。)は、類似工事、市場価格等を参考に、市長が別に定める。
- 3 市長は、第1項の規定により広告プレートの設置が完了したとき、中間市マンホール広 告掲載期間決定書(別記第3号様式)により広告主に通知するものとする。

(広告料等の納付)

第11条 広告主は、広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用を、市長が指 定する期日までに、原則として一括納入しなければならない。

(当事者の責任)

- 第12条 市は、マンホール広告を掲載したマンホールの点検及び清掃を行う。
- 2 市は、前項のマンホールに起因して第三者に損害を与えた場合は、その責任を負う。
- 3 前項の規定にかかわらず、広告主は、マンホール広告に関し、第三者からの苦情、被害 救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければな らない。

(撤去)

第13条 市長は、マンホール広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条の規定により設置した広告プレートを撤去するものとする。この場合において、市長は、広告主の希望により当該広告プレートを広告主に贈与することができる。

- (1) 掲載期間が終了した場合
- (2) 掲載の決定を取り消した場合
- 2 市長は、前項第1号のように掲載期間が終了した場合は、中間市マンホール広告掲載期間終了通知書(別記第4号様式)により広告主に通知するものとする。

(掲載期間の変更)

- 第14条 広告主は、掲載期間の短縮又は延長(以下「掲載期間の変更」という。)を希望するときは、市長に中間市マンホール広告掲載変更申込書(別記第5号様式。以下「変更申込書」という。)を提出するものとする。
- 2 前項の掲載期間の変更の申込みは、1月を単位としなければならない。ただし、変更後 の掲載期間は、開始月の初日から5年を超えることができない。
- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、掲載 期間の変更の諾否を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により掲載期間の変更の諾否を決定したときは、中間市マンホール 広告掲載変更決定・不承認通知書(別記第6号様式。以下「変更決定等通知書」とい う。)により広告主に通知するものとする。

(広告の変更)

- 第15条 広告主は、掲載期間中にマンホール広告の変更を希望するときは、市長に変更申込 書を提出するものとする。
- 2 第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、マンホール広告の変更について準用する。
- 3 市長は、前項において準用する第7条第1項の規定によりマンホール広告の変更の諾否 を決定したときは、変更決定等通知書により広告主に通知するものとする。
- 4 第2項において準用する第10条第1項の規定により変更後のマンホール広告を表示した 広告プレートを設置したときは、変更後の広告プレートを設置した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月)を開始月とみなして、第3条及び 前条第2項ただし書の規定を適用する。

(広告料等の環付)

第16条 納付された広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用は、還付しないものとする。ただし、市の都合によりマンホール広告の掲載ができなくなったときは、広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用の全部又は一部を還付することができる。

(掲載の停止)

- 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載を停止する ことができる。
  - (1) 市の事業を広報するために必要がある場合
  - (2) 下水道事業の工事のために必要がある場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める場合
- 2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載を停止したときは、その停止期間を書 面により、広告主に通知するものとする。

- 3 第1項の規定によりマンホール広告の掲載を停止したときは、第3条の規定にかかわらず、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。
- 4 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の停止に起因して生じた損害については、市は、賠償の責めを負わないものとする。

(掲載決定の取消し等)

- 第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載の決定を取り消すことができる。
  - (1) 広告主が、指定する期日までに広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用を納入しない場合
  - (2) 広告主が、指定する期日までにマンホール広告のデザインのデータを提出しない場合
  - (3) マンホール広告の内容及びデザイン等が、法令又は要綱に違反した場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、マンホール広告の掲載を適切でないと判断した場合
- 2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取り消したときは、中間市マンホール広告掲載決定取消通知書(別記第7号様式)により、広告主に通知するものとする。
- 3 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の決定の取消しに起因して生じた損害については、市は、賠償の責めを負わないものとする。

(業務委託)

- 第19条 市長は、広告の募集、広告プレートの作製等の業務を委託することができる。 (広告デザインの活用)
- 第20条 市は、第7条の規定により掲載決定したデザインを活用し、PR等を積極的に行っていくものとする。
- 2 広告主は、前項に係るデザインの使用等に関し、市に無償で提供するものとする。 (その他)
- 第21条 この要領に定めるもののほか、マンホール広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年12月5日から施行する。

#### 中間市マンホール広告掲載申込書

中間市長 様

申込者 所在地(住所) 名称(氏名) 代表者名

中間市マンホール広告の掲載に関する要領第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、広告の掲載に当たっては、中間市マンホール広告の掲載基準に関する要綱の規定を 遵守することを誓約します。

記

1	広告の内容							
2	掲載対象のマンホール							
3	掲載希望期間		年	月	目から	年	月	日まで
4	広告プレートの種類	1.	(専用	蓋・埋	込型) 2	. (既	設蓋•	上乗型)
	連絡先	担当	者氏名	ı				
5		TEL						
3		FAX						
		E-ma	il					

#### 添付書類

- 1 事業者にあっては、当該事業の概要が分かる書類
- 2 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し
- 3 デザイン案
- 4 申込者が広告代理店の場合は、依頼者の名称等が分かる書類
- 5 納税証明書
- □ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないか折尾警察署に照会されることに同意します。

様

中間市長

## 中間市マンホール広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みがありましたマンホール広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、中間市マンホール広告の掲載に関する要領第7条第4項の規定により、通知します。

			掲載	战可					
1	決定区分			战不可					
_		(理日	由)						
2	掲載対象のマンホール	(掲載	<b>載番号</b>	<del>를</del> )					
3	掲載予定期間		年	月	目から	年	月	日まで(36か)	月)
	19470 1 / 2/91111		<u>'</u>						,
4	広告料					円			
5	広告プレートの設置費用					円			
6	広告プレートの作製費用					円			
7	原本の提出		年	月	日までに、『	原本(デ	ータ)	を提出してくださ	<i>۱</i> ۰°
8	その他								

第号年月日

様

中間市長

## 中間市マンホール広告掲載期間決定通知書

年 月 日付けで決定したマンホール広告の掲載について、現地の施工が完了し、 次のとおり掲載期間が下記のとおり決定しましたので、中間市マンホール広告の掲載に関す る要領第10条第3項の規定により、通知します。

1	掲載対象のマンホール	(掲載番号)
2	掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで( か月)
3	その他	

様

中間市長

## 中間市マンホール広告掲載期間終了通知書

年 月 日付けで決定したマンホール広告の掲載について、掲載期間が終了したため中間市マンホール広告の掲載に関する要領第13条第2項の規定により、通知します。

なお、継続等の申出が無い場合は、中間市マンホール広告の掲載に関する要領第13条第1項の規定により、撤去します。

1	掲載対象のマンホール	(掲載番号)
2	掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで( か月)
3	その他	

#### 中間市マンホール広告掲載変更申込書

中間市長 様

申込者 所在地(住所) 名称(氏名) 代表者名

年 月 日付けで決定したマンホール広告の掲載について、中間市マンホール 広告の掲載に関する要領第14条第1項又は第15条第1項の規定により、下記のとおりマンホール広告の変更を申し込みます。

記

1 掲載対象のマンホール	(掲載番号)						
	(現行)						
	年	月	日から	年	月	日まで	
2 掲載期間の変更	(変更後)						
□変更します。	年	月	日から	年	月	日まで	
	(理由)						
	(現行)						
	(変更後)						
3 デザインの変更	(変更年月	日)	年	月	日		
□変更します。	(理由)						
	(変更後の	期間)					
	年	月	日から	年	月	日まで	
4 備考							
	担当者氏名						
5 連絡先	TEL						
3 ) 建桁儿	FAX						
	E-mail						

様

中間市長

# 中間市マンホール広告掲載変更決定・不承認通知書

年 月 日付けで申込みがありましたマンホール広告の変更について、次のとおり決定しましたので、中間市マンホール広告の掲載に関する要領第14条第4項又は第15条第3項の規定により、通知します。

1 掲載対象のマンホール蓋	(掲載番号	)				
2 掲載期間の変更	(変更後の	期間)				
□ 承認	年	月	日から	年	月	日まで
□ 不承認	(理由)					
	(変更年月	日)				
3 デザインの変更	年	月	日			
□ 承認	(変更後の	期間)				
	年	月	日から	年	月	日まで
□ 不承認	(理由)					
4 その他						

第号年月日

様

中間市長

## 中間市マンホール広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで決定したマンホール広告の掲載について、下記のとおり取り消しましたので、中間市マンホール広告の掲載に関する要領第18条第2項の規定により、通知します。

記

1	掲載対象のマンホール	(掲載番号)
2	取消年月日	年 月 日
3	取消理由	
4	その他	